

長浜市告示第272号

長浜市地方路線バス運賃電子決済機器導入補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月15日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市地方路線バス運賃電子決済機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活に必要不可欠な移動手段として路線バスを運行している地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内において、長浜市地方路線バス運賃電子決済機器導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、本市の地域住民の生活に必要な路線バスを運行する乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）を営業者をいう。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。

(事業の完了期限)

第4条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度内に事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第14条第1項の市長が別に定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書

(2) ICカードバス車載機（旅客が乗降車時に交通系ICカードをかざすことにより自動で運賃の計算及び精算を行う非接触型端末をいう。以下同じ。）を設置した車両及び設置状況がわかるもの（図面、写真等）

(3) 係員発行機（交通系ICカード及び交通系ICカード定期券を発券する機器をいう。以下同じ。）の設置場所及び設置状況がわかるもの（図面、写真等）

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の上限額
(1) 路線バス（長浜市地方バス路線維持費補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第293号）第3条に規定する路線の運行の用に供する車両（新規に購入する車両を含む。）に限る。）へのICカードバス車載機の設置に要する費用 (2) 係員発行機の設置に要する費用 (3) その他これらの導入に必要な経費	2,445万円